

○公立八鹿病院組合医療出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する集会等に公立八鹿病院組合（以下「組合という。」）職員が講師として出向き、組合の現状の説明及び専門知識を生かした講習等（以下「医療出前講座」という。）を実施することにより、組合に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、地域住民の要望及び意見などを広聴する機会とし、もって地域医療への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象及び受講者数)

第2条 医療出前講座を受講することができる者は、組合構成市町内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体等とする。

2 医療出前講座を受講しようとする団体等は、医療出前講座を受講する者が概ね20人以上となることを見込まなければならない。

(内容)

第3条 医療出前講座の内容は、保健・医療・福祉の現状及び課題について、管理者が必要と認めたものとする。

2 前項に規定するもののほか、管理者は、前条に規定する団体等からの希望に基づき特別な講座を設けることができる。

(開催日時及び場所等)

第4条 医療出前講座は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年組合条例第6号）に規定する休日を除く日に開催するものとし、開催時間は、午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内とする。

2 医療出前講座の開催場所は、組合構成市町内に限るものとし、会場の確保や講座についての準備及び進行等は、第2条第1項の団体等の責任において行うものとする。

(申込等)

第5条 医療出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、医療出前講座を開催しようとする日から1か月前までに公立八鹿病院組合医療出前講座申込書（様式第1号）により組合事務局に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 組合事務局は、前条の規定による申請があったときは、関係職員と調整して開講の可否を決定し、受講希望日の14日前までに申込者に公立八鹿病院組合医療出前講座承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 管理者は、前項の開催の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付すことができ、前項の通知書に記載するものとする。

(実施の制限等)

第7条 組合事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師の派遣を承認せず、又は承認後においては承認を取り消し、又は開講中においてはこれを中止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

- (3) 医療出前講座の目的に反するおそれがあるとき。
- (4) 管理者が医療出前講座の実施が適当でないとき。
(変更等の報告)

第8条 第6条第1項の規定による医療出前講座の承認を受けた団体等（以下「受講団体」という。）は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は医療出前講座の実施を取り消そうとするときは、速やかに公立八鹿病院組合医療出前講座受講変更（中止）申出書（様式第3号）により管理者に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(費用負担)

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。

- 2 教材費、会場借上費その他医療出前講座の実施に要する費用については、受講団体において負担するものとする。

(結果報告)

第10条 受講団体は、講座修了後速やかに公立八鹿病院組合医療出前講座結果報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。